

審 第 3 2 1 5 号
答 申 第 2 9 6 号
令和5年3月17日

千葉県代表監査委員 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年3月30日付け監査調第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第263号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和元年12月12日付け監査調第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）が令和元年12月12日付け監査調第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもので一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年3月30日付け監査調第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。
裁量的開示を実施することを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。

過去の私が原告となった住民訴訟で処分庁職員が裁判の傍聴に来ていたことを確認している。そうすると、職務上関わっているというべきであるから、何らかの対象情報は存在していることになる。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

(ア) 実施機関は、住民監査請求において明らかに適法な訴えを不適法の訴えであるとして違法に却下することを繰り返しており、地方自治法の趣旨、目的及び効果並びに同法の精神に照らしても、本件の文書の特定の判断が妥当なものとは信用しがたい。

(イ) 傍聴した職員は、住民監査請求書を受け付けした際に担当した二人のうちの〇〇職員である。異動したての職員ではない。傍聴も、〇〇年〇〇月頃とあるが、〇〇ではなく、それ以前である。ゆえに、弁明書記載の主張は不相当である。

(ウ) 傍聴した職員は、職務遂行の一環として傍聴していたのであるから、報告書や復命書といった何らかの文書を作成したものというべきである。

イ 理由付記の不備の違法

通知書においては、少なくとも、弁明書記載の内容程度のものが理由付記されることが要求されているものというべきであるが、実際には記載されておらず、条例第21条2項及び3項の規定により要請されている理由付記の水準を満たしたものとは言えない。したがって、通知書の理由付記において看過し得ない瑕疵があるというべきであるから、本件処分は当然に取り消すべきである。

ウ 結語

したがって、原決定で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

処分の取消しを求める請求については、棄却することが相当であり、請求した情報の全ての開示を求める部分については、却下することが相当である。

(2) 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、本件開示請求をしたのに対し、実施機関が、「千葉県監査委員及び事務局職員は、開示請求者が当事者となった

訴訟に職務上携わったことがないため、弁護士への相談並びに職員同士の相談、協議及び検討は行っておらず、開示請求に係る文書を保有していない。」として、本件決定をしたことから、審査請求人がこれを不服として、本件決定を取り消して、対象文書を特定した上で、請求した情報の全ての開示を求めた事案である。

(3) 処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 自己情報開示請求について

審査請求人は、令和元年11月29日付け自己情報開示請求書において、本件請求を行った。

(4) 処分の理由（不開示の理由について）

開示請求に係る行政文書を保有していないため。

実施機関及び事務局職員は、開示請求者が当事者となった訴訟に職務上携わったことがないため、弁護士への相談並びに職員同士の相談、協議及び検討は行っておらず、開示請求に係る文書を保有していない。

(5) 弁明の内容

ア 審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。」などと主張する。

しかしながら、本件審査請求を受け、再度、事務室内や書庫の薄冊棚、ロッカー、文書システム等を探索したが、対象文書は存在しなかった。

したがって、対象文書の探索が不十分であるか、または、開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断したという審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「過去の私が原告になった住民訴訟で処分庁職員が裁判の傍聴に来ていたことを確認している。そうすると、職務上関わっているというべきであるから、何らかの対象文書は存在している」旨主張する。

実施機関は、審査請求人が当事者となる訴訟に被告として携わったことはない。

また、審査請求人が原告である住民訴訟の被告となった知事等の執行機関の指定代理人である職員などから当該訴訟の対応方針などの相談や報告を受け、あるいは対応方針の検討に参加する職務上の立場にもなく、過去においてそうしたことを行った事実もない。したがって、審査請求人が当事者となった訴訟に係る弁護士や職員同士の相談、協議又は検討

などに関する文書や復命書を作成しておらず、当該書類も収集していないため、対象文書は物理的に不存在である。

なお、本件審査請求書において審査請求人が主張するとおり、〇〇年〇〇月頃、当時監査委員事務局に在籍していた職員が、審査請求人が原告である住民訴訟を傍聴したが、その理由は、人事異動で赴任したばかりの当該職員が、住民訴訟の経過を住民監査請求の担当者として承知しておくべきものと考えたためであり、復命書を含む記録等は作成されていない。

ウ 審査請求人は、不開示部分はいずれも、条例第19条に該当する旨主張する。しかしながら、対象文書は存在せず、開示する情報がないのだから審査請求人の主張は失当である。

(6) 結論

以上のことから、条例第21条第2項の規定により行った本件決定は、適法かつ妥当な決定である。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を作成及び取得していないことから、保有していないことを理由に前記2(2)のとおり本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の存否について、以下、検討する。

(2) 千葉県監査委員について

千葉県監査委員は、公正で合理的かつ効率的な行政を確保するため、県や県が財政的援助を行っている団体などの事務の執行等について監査し、その結果や情報を住民や議会等へ報告、提供しており、千葉県知事の指揮監督から独立した執行機関として位置づけられている。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）や地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、県や県が財政的支援を行っている団体の財務や事務の執行について、及び住民、議会、地方公共団体の長からの請求（要求）による監査を行っている。

(3) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関によると、前記4(5)イのとおり、審査請求人が当事者となる訴訟に被告として携わったことはなく、審査請求人が原告である住

民訴訟の被告となった知事等の執行機関の指定代理人である職員などから当該訴訟の対応方針などの相談や報告を受け、あるいは対応方針の検討に参加する職務上の立場にもないため、審査請求人が当事者となった訴訟に係る弁護士や職員同士の相談、協議又は検討などに関する文書や復命書を作成・収集していない。したがって、本件開示請求に係る個人情報記録された行政文書は審査請求人のいう、適用除外か解釈上の不
存在ではなく、実際に存在しないとのことだった。

イ また、実施機関によると、傍聴に関しては前記4（5）イのとおり、〇〇年〇〇月頃、当時監査委員事務局に在籍していた職員が、審査請求人が原告である住民訴訟を傍聴したが、復命書を含む記録等は作成されていないとのことであった。

審議会が事務局職員を通じて実施機関に確認させたところ、当該傍聴に限らず、出張であっても、軽微な業務についての報告は通常は口頭で済ませ、報告書、復命書等は作成していないとのことだった。

ウ 実施機関の業務内容に鑑みると、これらの説明に特段に不自然、不合理な点はなく、本件開示請求に係る個人情報を保有していないとした実施機関の本件決定を否定することはできない。

（4）結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3月30日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）

令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長